

2010年10月5日
日 本 銀 行

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当分の間、下記1.ないし3.の利率については、それぞれの規定にかかわらず、年0.1%とすることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日決定）6.（1）ロ.に定める固定金利方式における貸付利率
2. 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日決定）6.（1）に定める貸付利率
3. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成20年10月31日決定）4.（1）に定める適用利率

以 上

<本件照会先>

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)